

発明から技術移転の流れ

発明者 発明・アイデア発生

②ヒアリング ↑ ↓ ①連絡

産学連携コーディネータ

↓ ③外部知財専門家等に連絡

④ 発明者 からヒアリング

外部知財専門家等

産学連携コーディネータ



⑤ヒアリング内容の検討

外部知財専門家等

産学連携コーディネータ

↓ ⑥結果報告

発明者 → ⑦'取り止め

↑ ↓ ⑧通知 ⑦発明の届出

(研究推進センター事務課)

学長

○発明者; 役員・教職員(病院含)・学生・研究員・企業研究者を想定(第2条)
☆ 研究員・企業研究者は任用に際し、契約書に知的財産に関する条項を設ける必要あり。

○発明等; 特許・実用新案・意匠権・商標・回路配置とプログラム、種苗法に定められた品種登録などになる可能性があるアイデア(第2条)

① 発明者から電話やe-mailで産学連携コーディネータに連絡
アイデア段階での相談は②のヒアリングを、ある程度内容が固まっている場合や共同研究企業がいる場合はすぐに④のヒアリングを実施。

○外部知財専門家等; JST特許主任調査員やTLO関係者を想定

②,④ ヒアリングは可能な限り発明届(様式1-1,1-2)の内容に基づき実施

* 発明の名称

* 発明等に使用した経費

* 研究に使用した施設・設備

* 発明の経過(発明書・出願の緊急度)

* 発表の状況(既報の有無・発表予定・発表の年月日と種類等)

* 関連のある先行特許

* 出願審査請求の希望

* 外国出願の必要性・理由・希望国

* 発表の内容(技術分野・従来技術と問題点・目的・応用性製品・具体例・要点)

* 共同研究者等の有無

⑤ ヒアリングに基づき権利化等の可能性を確認

* 発明の内容評価

* 弁理士の選定

* 市場ターゲットおよび展開の可能性

⑥ コーディネータから発明者へ検討結果の報告

⑦ 発明者が学長へ届出(第3条,様式1-1,1-2) (⑦'届出前に取り止め)

⑧ 学長が届出受理の通知(様式1-3)(第3条2項)

⑨ コーディネータが学長(発明審査委員会)へ検討結果の報告(第4条)

⑨評価結果報告

⑩ 諮問

金沢医科大学発明審査委員会

⑪ 報告

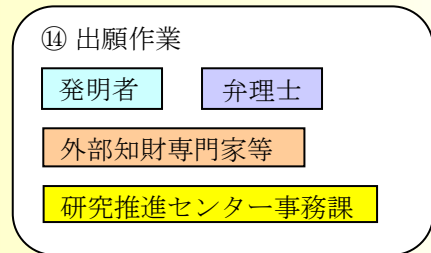
学長 ⑫ 決裁

⑬' 異議申し立て

発明者

⑬' 権利譲渡

⑮ 報告



⑯ 維持作業

発明者 弁理士

研究推進センター事務課

⑰ 技術移転

発明者 外部知財専門家等

産学連携コーディネータ

⑱ 補償

発明者 大学 研究部門

⑩ 学長は発明審査委員会に届出の内容について諮問(第4条)

○ 発明審査委員会(第13条,第15条,第20条)

審査委員会の職務(第14条)

- * 職務発明に関する審査
- * 職務発明・知財の継承について審査(第5条,第6条,第8条)
- * 第9条の異議申し立てへの意見具申
- * 第17条の権利放棄の審査
- * 発明侵害・係争への対応
- * その他発明に関すること

⑪ 審査委員会は学長に討議内容を報告(第4条)

⑫ 学長は審査委員会等の意見を踏まえ最終決定(第4条,第5条)

⑬ 学長は決定を発明者に通知(様式2)(第4条2項)

⑬' 発明を譲渡する場合は権利譲渡書(様式3)を提出(第7条)

⑬'' 決定が不服の場合異議申し立て(第9条)

⑭ 出願作業(第16条)

⑮ 出願終了後学長及び審査委員会へ報告

⑯ 審査請求・権利維持等(第17条)

⑰ 技術移転活動

⑱ 技術移転に伴う実施補償(第18条)

⑱ 技術移転に伴う実施補償

区分	配分率
発明者	40%
部局・部門等	30%
大学	30%

○ 共同研究の場合(共同研究契約書等に基づく)(第12条)

○ 発明者の異動に伴う扱い(第8条)

○ 第三者への譲渡制限(第10条)

○ 学内で複数の発明者がいる場合(第11条)

○ 発明者への権利譲渡の特別措置(第19条)

○ 関係者の守秘義務について(第20条)

○ 退職後の取り扱いについて(第21条)

○ 事務担当・その他
(第22条,第23条,第24条,附則)